

知事コメント
(県民投票の期日について)

「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」により、県民投票は、公布の日から起算して6月以内に実施しなければならないとされており、投票日は知事が定めることとなっております。

投票日の決定に当たっては、投票資格者の便宜を最優先に、投票事務を行っていただく市町村の状況等も踏まえ、検討した結果、
投票日を2月24日・日曜日、
告示日を2月14日・木曜日、
とすることを、本日、決定いたしました。

県としましては、投開票等の事務を担う市町村と緊密な連携を図りながら、その実施に万全を期すとともに、賛否を判断するために必要な広報活動・情報の提供をわかりやすく、適切に行い、投票への参加を呼びかけてまいります。

今回の県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づき実施されるものであり、投票を通して県民の皆様の意思を直接反映させることができる重要な機会です。

是非、投票に参加して、皆様の意思を示していただくことを、心から希望いたします。

平成30年11月27日

沖縄県知事 玉城 デニー